平成２８年（フ）第３０３号
京都府宇治市槇島町落合43番地の10　グリーンタウン槇島207棟202号、前住所京都府宇治市伊勢田町南遊田16番地の34
債務者　松本　紀之
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３０４号
京都府宇治市槇島町落合43番地の10　グリーンタウン槇島207棟202号、前住所京都府宇治市伊勢田町南遊田16番地の34
債務者　松本　由美
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３３３号
京都市中京区聚楽廻松下町３番地31　エクセレントＣｏＣｏ303、前住所京都市中京区壬生天池町40番地　ＭＮＳ天ヶ池104号
債務者　須藤　晃司
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３８９号
京都府久世郡久御山町林北畑105番地18棟503号
債務者　中川　　仁
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４２５号
京都市北区紫野十二坊町９番地21　カーサ・ヒロ302
債務者　浪江　和彦
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１７８号
兵庫県加古川市平岡町土山24番地の34
債務者　井元　大成
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２００号
広島県東広島市西条町福本1007番地
債務者　佐々木雪年
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３００号
広島市南区東雲２丁目４番41号
債務者　深川　千博
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９８号
愛媛県松山市馬木町2259番地　馬木団地２棟11号
債務者　池田　直見
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０６号
愛媛県松山市空港通３丁目10番20号　スカイコート407号
債務者　川本　　孝
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６４６号
福岡市博多区寿町２丁目６番７－501号
債務者　河野　仁美
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６９８号
福岡市南区若久５丁目41番14号
債務者　山下　里佳
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７００号
福岡市早良区西新４丁目４番５－205号
債務者　南　　福江
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７５１号
福岡県筑紫野市杉塚２丁目14番41号　フィオーレ一番館Ｃ102号
債務者　手塚　　涼
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１１号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目37番５号（福島コーポ102号）
債務者　永江　美幸
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１２３号
鹿児島県熊毛郡南種子町中之上2499番地２
債務者　静　　智弘
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１０１号
山梨県山梨市歌田956番地の４
債務者　日原　　昭
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係